

「三重の森林づくり条例」の改正について

1 経緯について

「三重の森林づくり条例」は、三重のもりづくり（三重の森林を守り、又は育てること）に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 17 年 10 月に議員提出条例として制定されました。

令和 3 年 1 月 15 日の環境生活農林水産常任委員会において、三重県産材利用促進に関する条例検討会の田中座長から、同検討会で策定に向けた検討を進めている「三重の木づかい条例（仮称）」と併せて、「三重の森林づくり条例」についても改正を要する部分があるのではないかという議論が検討会の中で出たが、同条例の改正は同検討会の設置目的の範疇^{ちゆう}を超えているため、同条例を所管する環境生活農林水産常任委員会において改正を検討いただきたいとの申入れがありました。

申入れを受け、執行部からの聴取り調査も行った上で、「三重の森林づくり条例」の改正の取扱いについて委員間討議を行った結果、環境生活農林水産常任委員会で同条例の改正を行う方向で進めていきたいということとなりました。

2 改正の方向性

改正の方向性としては、三重県産材利用促進に関する条例検討会からの申入れに基づき、次の 4 点を検討したいと考えています。

市町に関する規定の追加

「森林環境教育」（第 5 条・第 18 条）の「森林教育」への変更

「県産材の利用の促進」（第 16 条）におけるエネルギー利用の位置付けの明確化

「県産材の利用の促進」（第 16 条）の規定内容の充実化

3 今後の予定

代表者会議の了承を得られれば、令和 3 年定例会 2 月定例会月会議での条例案提出をめざして検討を進めます。